

「SDGsロッカー」の設置者の募集について

1 取組概要

横浜市及びヨコハマ SDGs デザインセンターでは、2030年のSDGs達成及び2050年の脱炭素社会の実現に向け、市内外の事業者・市民の皆様と連携し、SDGsの達成やロス削減に向けた取組を推進しています。その取り組みの一環として、事業者による廃棄物とCO₂排出を削減するとともに、市民の皆様のロス・CO₂削減に向けた意識醸成及び行動変容のきっかけとするため、SDGsロッカーの設置を進めています。本取組の趣旨に賛同し、SDGsロッカーの設置を実施する事業者を募集します。

2 SDGs ロッカーについて

SDGs ロッカーは、規格外や消費・賞味期限が近く販売できない等、いわゆる「もったいない」とされる商品をロッカー型自動販売機で販売することにより、廃棄物発生に伴うCO₂排出量を削減する取組です。

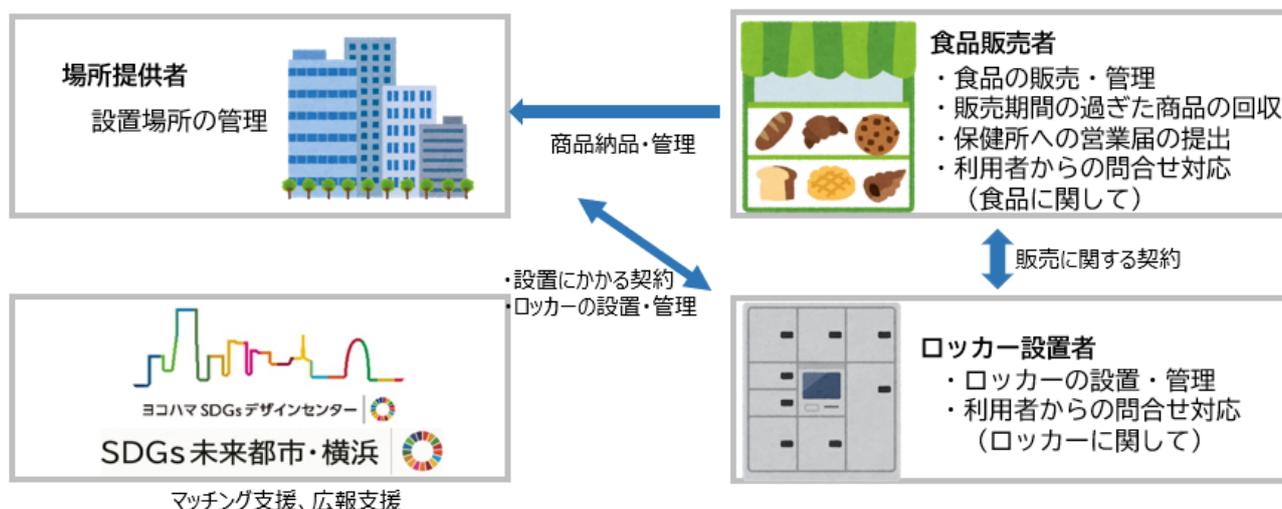
【参考】これまで設置した場所

- ・令和6年1月 SDGsステーション横浜関内（市営地下鉄関内駅構内） 中区
- ・令和6年4月 横浜銀行アイスアリーナ（アイススケート場） 神奈川区
- ・令和6年5月 みなとみらい線馬車道駅 中区
- ・令和6年12月 JR京浜東北線根岸駅 磯子区
- ・令和7年2月 シーサイドライン金沢八景駅 金沢区
- ・令和7年3月 横浜市庁舎 中区
- ・令和7年3月 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 旭区
- ・令和7年6月 横浜シティ・エア・ターミナル（YCAT）第1ロビー 西区

3 本取組における役割について

- (1) 横浜市・ヨコハマSDGsデザインセンター
 - ・設置場所提供者、設置者及び販売者のマッチング・調整
 - ・広報支援
- (2) 設置場所提供者
 - ・設置場所周辺の管理
 - ・設置料、設置期間等に関する調整、契約事務手続き
- (3) ロッカー設置者
 - ・設置料、設置期間等に関する調整、契約事務手続き
 - ・販売料、販売期間等に関する調整、契約事務手続き
 - ・ロッカーの調達、設置及び保守メンテナンス
 - ・ロス品の削減量を月ごとに集計し、横浜市に報告
 - ・利用者からの問い合わせ対応（ロッカーに関して）
 - ・販売者と連携した衛生管理
- (4) 販売者
 - ・販売料、販売期間等に関する調整、契約事務手続き
 - ・ロス削減に資する商品の搬入
 - ・販売中の商品の消費・賞味／使用期限・衛生管理
 - ・期限を過ぎた商品のロッカーからの回収
 - ・お客様からの問い合わせ対応（商品に関して）
 - ・保健所への営業届の提出
 - ・保健所への報告（食中毒疑いに係る相談）

(参考) 設置スキーム例



4 募集条件

(1) 募集にあたっての前提条件

- ① 2030年SDGs達成及び2050年脱炭素社会実現への貢献について理解していること。
- ② 食品ロス等の廃棄物削減の意義について理解していること。
- ③ ロス削減に寄与する商品を販売することができるロッカーを調達、設置し、そのロッカーの保守管理を行うこと。
- ④ 設置場所提供者及び販売者との設置料に関する調整や契約事務等の手続きを行うこと。
- ⑤ 利用者からのロッカーに関する問い合わせ対応を行うこと。
- ⑥ 本取組を通じて削減したロスの削減量を販売者と連携して、月1回程度、横浜市に報告を行うこと。
- ⑦ ロッカー設置者は法人格を有する団体であること。
- ⑧ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- ⑨ 必ずしも連携事業者とマッチングし、事業実施が約束されたものではないことを理解していること。

(2) ロッカー設置者として望ましい条件 (共通)

これまで設置した「SDGs ロッカー」の実績を踏まえ、以下の調整を行うことができるロッカー設置者が望ましいと考えています。

- ① 販売事業者と、本取組みの参画に向けて協議中、あるいは協議済であること。
- ② 適したロッカー設置候補場所がない場合、横浜市と協議したうえで、設置場所の探索、提案、調整を実施できること。

(3) その他

- ・設置場所、販売者の合意が取れない場合、事業を実施できない場合があります。
- ・ロッカー設置場所については、別途協議の上決定します。

- ・事業運営にあたっては、食品販売者と連携して食中毒等の発生を防止する措置を講じること。また、ロッカーなどに食品に関する消費者からの苦情等の申出先を明示すること。なお、発生した場合の対応は「7 食品事故への対応」のとおりとする。

5 事業実施への流れ

ロッカーの設置を希望する方は、申込書を「8 問合せ先」に記載しているメールアドレス宛に提出してください。



申込書提出後、横浜市・ヨコハマ SDGs デザインセンター担当者がヒアリングを行います。



- ・ロッカー設置者は設置料や諸条件について、場所提供者と調整を行います。条件面に折り合いがつき次第、本取組にかかる契約を2者間で締結いただきます。
 - ・ロッカー設置者はロッカーでの販売料や商品、その他諸条件について、販売者と調整を行っていただきます。条件面に折り合いがつき次第、本取組にかかる契約を2者間で締結いただきます。
- ※条件面での折り合いがつかなかった場合、提案に沿う場所がない場合、販売者がいない場合には、条件に沿う設置候補場所、販売者が見つかるまで事業を保留します。



契約関係がまとまり次第、マッチングが成立します。
本取組開始に向け、ヨコハマ SDGs デザインセンターが広報を行います。



取組開始

6 費用負担

本取組に関して、横浜市・ヨコハマ SDGs デザインセンターからの予算措置はありません。

7 食品事故への対応

食中毒、異物混入、異味・異臭、腐敗・変敗・カビの発生、食品表示の異常などについて利用者から申し出があった際は、食品衛生法などの法令に従い適切に対応するとともに、担当部署（横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局循環型社会推進課）に報告すること。また、設置場所提供者・関係者に対して苦情などの問合せがあった際には、本市と協議しながらロッカー設置者及び販売者が責任をもって事態の収拾に取り組むこと。

なお、フロー図に記載の無い事項については、本取組の役割等に基づき誠実に対応すること。

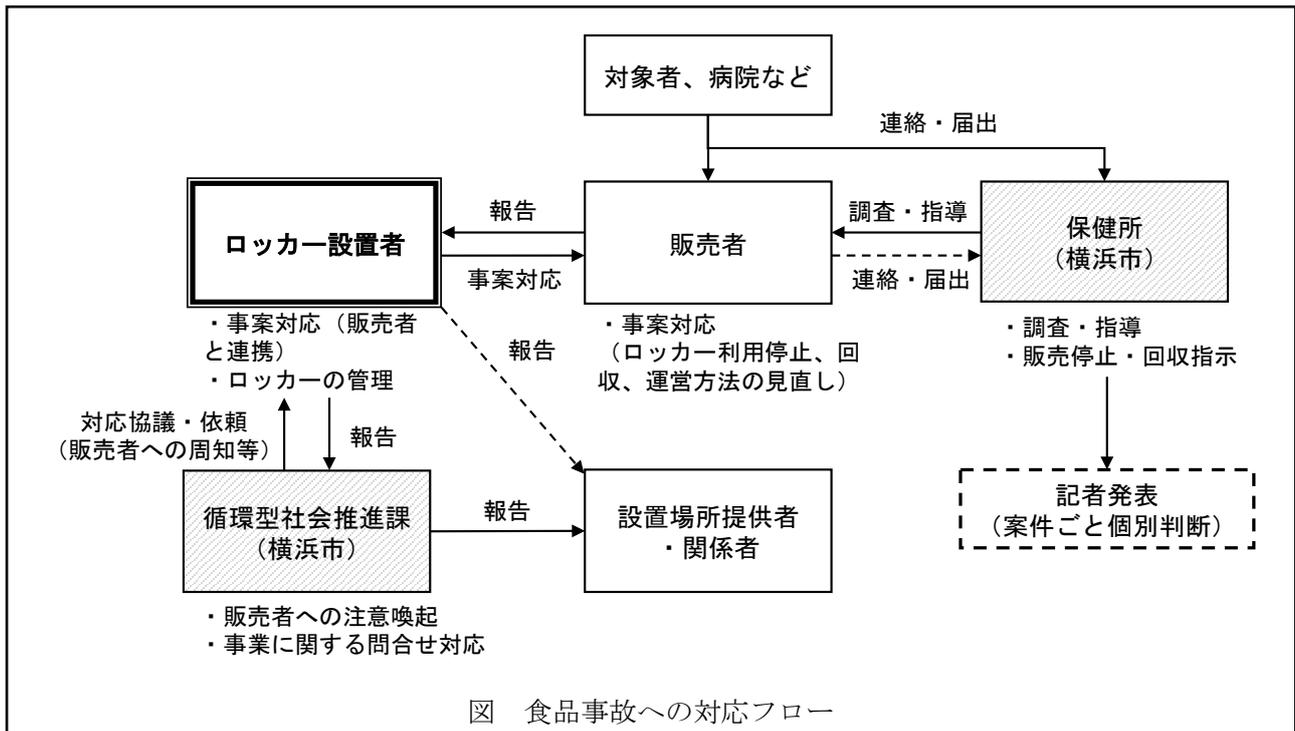


図 食品事故への対応フロー

8 問合せ先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局循環型社会推進課

SDGs ロッカー担当

TEL : 045-671-4371

Email: da-futurecity@city.yokohama.lg.jp